



日本弁理士会 副会長  
小川 眞一

## 農林水産関係の知的財産の創造、保護、活用を支援し、 安全で安心な日本の農水産物等を世界に向けて発信しよう！

### 今月のことば

農林水産省は、今年2月、独自の「知的財産戦略本部」を立ち上げた。本部長は三浦一水農林水産副大臣（参議院議員）。中川昭一農林水産大臣の意向である。

今なぜ、農水省内に独自の知財戦略本部かという、農林水産物の知財保護には、特有の事情もあるようである。

日本の農業には、村的な善意の風土もあって、今まで権利を取るのではなくむしろ品種と生産技術を共有しようという面があった。これはこれで、素晴らしいことである。食糧の問題というのは、人類の生存、幸福に直結する問題で、崇高な理念のもとに政策があるべきだと思うからである。しかし、一方で、海外においては、イチゴやリンゴ等、我が国で生まれた新品種が無断で持ち出され、外国で栽培され、更には、その収穫物が、日本に持ち込まれて安く売られ、日本の農家が打撃を被るというケースも起きている。これではたまったものではない。日本の農業を衰退させるわけにもいかない。三浦農水副大臣は、例えば、中国などの法人と組んで合弁会社を作り、そこで新品種供与、生産指導をして、品質のよい農産物を栽培し、これを日本ではなく他の国に輸出して売る。日本には計画的に入れることにより、日本の農家に打撃を与えないようにする、というようなこともビジネスモデルとして考えておられるようである。

日本弁理士会は、今年3月末、道を付けられた弁理士政治連盟の幹部とともに、この戦略本部の立ち上げに敬意を表し、三浦一水副大臣を訪ねた。次年度の副会長ということで小生も同行した。年度が明けて4月。正副会長で就任の挨拶に伺った。

三浦副大臣は、とにかく、農業関係者の知財意識を高め、まずは知財で農林水産物をきちんと保護し、その上で、世界に向けて売り出していくというイメージでいるとのこと、農林水産関係における知財重視を鮮明にするため、農水省内に独自の「知的

財産戦略本部」を立ち上げたとのこと。

品質の良いものは高くても売れるという認識を持っているので、知財でしっかりと保護したら、日本の農産物を世界に輸出して売り出す。今までの農業政策はどちらかという外からのものを入れないよう苦心した守りの農業であったが、これからは知財を武器に攻めの農業に転じたい、との意向である。

今後は、例えば、日本の品種が出回っている中国や韓国に品種保護制度の整備を求めるとか、国内の農業関係者の知財意識を高める方策を検討すること。また、植物だけでなく、和牛などの家畜の保護（DNAなどによる特定）も検討しているとのことである（動物となると今までは神の領域だという畏敬の念もあって積極的でなかったらしい）。

日本弁理士会は、今まで展開してきた地域知財支援活動の経験を活かし、今後の農林水産知財保護のため如何なる協力関係を構築していくべきか、農水知財の保護は今後どうあるべきか、世界展開はどうあるべきか、農林水産省と事務レベルで協議を行うことにした。今後は、農林水産省とタイアップして農林水産関係者への知財の普及、人材の育成に協力していかなければならない。

ご承知のように、農林水産省では、植物の新品種を「種苗法」による品種登録の制度で保護している。これは、登録を受けた品種と同一品種についての①種苗、②収穫物、③一定の加工品について、その業としての生産、譲渡、輸出、輸入、保管等を専有できる権利で、「育成者権」という。存続期間は登録から25年（樹木等は30年）。他人が利用する場合には許諾を要する。審査期間は平均で3.1年だが、5～6年掛かるものもある。品種登録の要件としては、①区別性、②均一性、③安定性、④未譲渡性、⑤名称の適切性が必要で、「栽培試験」を経るために最低でも1年は掛かる。この点は早期審査が可能な特許とはちょっと違う。新品種の名称も登録商標と似てはだめで、他の名称への変更命

令がなされる。平成 16 年度の新品種出願件数は約 1,300 件。同年度の登録件数は約 1,100 件。審査官の数は 22 名。特許の年 40 万件出願とは大きな隔たりであるが、審査などの流れを見ると、特許制度とよく似ている。

農水関係の場合、研究の主体は、農水省系の独立行政法人や自治体の農林試験場である。その中でも最も先端的な技術を扱っているのは農業生物資源研究所などの独立行政法人（主要 8 機関）で、研究者数は 3,300 人程。わが国の農林水産関連の知財の創出を担っている研究者だが、今までは論文が主で、品種登録や特許取得には、あまり目を向けなかったようである（農林水産省関係試験研究機関の特許権等の保有数は、平成 11 年度で 767 件。毎年増加して平成 16 年度は 998 件。うち実施許諾数は 413 件、額にして約 1 億円。品種登録については前述のとおり）。農業特有の村的な善意の風土は、権利を取る方向よりも品種と生産技術を共有しようという面に向き勝ちになるのは分かるが、この辺の意識改革をしなければ、農林水産関係の知財の活性化は難しいと思う。

ところで、品種登録と植物特許とはどう違うのか。その大きな違いは、種苗法は、あくまでも新品種に限定して、その権利を育成者権で保護する。つまり、植物の新品種 A を交配でつくったとすると、その知財というのは、新品種 A のみに限定して守られる。しかし、植物特許の場合には、例えば遺伝子  $\alpha$  を入れて、ウルトラ A というすばらしい品質を持った穀物をつくったとすると、その遺伝子  $\alpha$  を入れること自体が特許になる。これは稲に入れようが、麦に入れようが、トウモロコシに入れようが、全てに特許権が及ぶことになる（勿論明細書の書き方による）。場合によっては、この遺伝子  $\alpha$  が、トマトにも良い、スイカにも、メロンにも良いということになる。特許の場合、かなり広範囲の作物に効力が及ぶ可能性がある。したがって、種苗法で守られていた守備範囲が特許に変わることによって、今まで影響がなかったような分野にもビジネスチャンスが拡大してくる。特許の世界は種苗法による品種登録の世界よりも、大きな拡がりがある。

しかし、一方で、新品種自体を守るという道も、これはこれとして重要なことである。はっきりと「品種」を特定しておけば、規制がそれだけ容易になる。守りやすくなる。この点は極めて重要である。また、交配までなら良いが遺伝子組み換えまで行くと、安全面での懸念がある。一長一短あるようだ。今のところ、両制度を駆使して植物の新品種を守ることが大切ではないかと思う。どちらに比重を置くかと言

えば、より権利の拡がりを持つという意味では、最終的には特許の取得の方ではないかと思うが、それだけで済ませられない問題もある。研究者としては、新品種を開発していく段階で、常に特許の取得をも念頭に置くという態度が大事ではないかと思う。そして、新品種が完成すれば、それ自体も品種登録しておくことが肝要だと思う。

今まで、弁理士は、管轄が経産省・特許庁ということもあって、農水省管轄の品種登録自体には余り馴染みがなかった（実際には弁理士が代理しているケースが少なからずある）。縦割り行政の弊害なのか、弁理士法には「種苗法の品種登録に関する代理手続」は明記されていない。この点は法の不備ではないかと思うが、そのために、弁理士の知見が最も生かせるところに、今まで関わりが薄かったのだと思う。残念なことである。

三浦一水副大臣のお話では、農業従事者は知財に対する意識が薄い。海の物とも山の物ともつかぬものに、投資するだけの余裕は個人農家にない、ということであった。成る程、農業用機械一つ買うにも数百万円単位である。余程規模を広げるか、余程効率よく経営しない限り、利益をあげるのは大変なことである（小生 7 年前まで実際に 1.5ha 程の田んぼを耕作していたのでこの辺の事情はよく分かる）。大規模で効率的な経営、あるいは高付加価値産品を扱う農家でもなければ、知財への投資は無理かもしれない。したがって、農業従事者層の出願では金銭面でのフォローも大切となる。出願審査請求料、特許料などの減免猶予制度も有るが、どうも使い勝手が悪く、しかも対象者も随分と条件付けられている（例えば、個人や個人事業主は、①生活保護を受けている、②市町村民税が課されていない、③所得税が課されていない、などが要件となっている）。米国の制度のように、一定の規模以下は自己申告により、半額にするという制度に何故できないのか。なお、この点は、我々弁理士の報酬にも要望されているところである。

三浦農水副大臣（知財戦略本部長）曰く、「知財は難しい、権利化も大変骨が折れる、費用もかかる、何とかならないか」。「育成者権についても、半分は種苗会社、4分の1が個人、4分の1が農業団体（公的機関）で持っているが、個人の農家では、あまり資金がない。彼らは、①分かりやすく簡単であること、②廉価であること、の 2 点を求めている」とのこと。

農林水産関係の知財活性化のためには、今後考えておかなければならない課題だと思う。